

## 障害者虐待防止法が施行されました

### ◎ 障がい者虐待とは

障害者虐待防止法における障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

同法においては、障がい者虐待を①養護者による障がい者虐待②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待③使用者による障がい者虐待の3つに分類しています。

#### ① 養護者による障がい者虐待

「養護者」とは、障がい者の身の回りの世話や金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等をいいます。また、同居していない場合でも現に身の回りの世話をしている親族や知人が養護者に該当することもあります。

養護者による障がい者虐待とは、養護者が養護する障がい者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。

##### ア 身体的虐待

障がい者に暴行を加えることや正当な理由なく身体を拘束すること。

##### イ 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者にわいせつな行為をさせること。

##### ウ 心理的虐待

障がい者に対して著しい暴言を吐いたり、著しく拒絶的な対応をすること、または障がい者に著しい心理的負担を与えるような言動を行うこと。

##### エ 放棄・放任

障がい者が衰弱するくらい食事を与えないことや長時間放置すること。また、養護者以外の同居人等が障がい者に対して身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を行っているのを放置すること。

##### オ 経済的虐待

養護者または障がい者の親族が、障がい者の財産を不当に処分したり、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

#### ② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

「障がい者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設（入所施設やのぞみの園）」または「障害福祉サービス事業等（居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援等）」に係る業務に従事する者をいいます。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待とは、障がい者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

ア 身体的虐待

障がい者に暴行を加えることや正当な理由なく身体を拘束すること。

イ 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者にわいせつな行為をさせること。

ウ 心理的虐待

障がい者に対して著しい暴言を吐いたり、著しく拒絶的な対応をすること、または障がい者に著しい心理的負担を与えるような言動を行うこと。

エ 放棄・放任

障がい者が衰弱するくらい食事を与えないことや長時間放置すること。また、他の利用者等が障がい者に対して身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を行っているのを放置すること。

オ 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分したり、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

③ 使用者による障がい者虐待

「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項に携わっている者等をいいます。

使用者による障がい者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

ア 身体的虐待

障がい者に暴行を加えることや正当な理由なく身体を拘束すること。

イ 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者にわいせつな行為をさせること。

ウ 心理的虐待

障がい者に対して著しい暴言を吐いたり、著しく拒絶的な対応をすること、または不当な差別的言動その他障がい者に著しい心理的負担を与えるような言動を行うこと。

エ 放棄・放任

障がい者が衰弱するくらい食事を与えないことや長時間放置すること他の労働者等が障がい者に対して身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を行っているのを放置すること。

## オ 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分したり、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

### 障がい者虐待の例

区分	内容と具体的な例
身体的虐待	平手打ちする。殴る。柱や椅子などに縛り付ける。
性的虐待	性的行為を強要する。裸にする。わいせつな映像を見せる。
心理的虐待	悪口を言う。ののしる。「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる。
放棄・放任	食事や水分を与えない。入浴させない。排泄の介助をしない。
経済的虐待	年金や賃金を渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分する。

## ◎ 障がい者虐待を発見した場合

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、通報義務があります。

### ① 養護者による障がい者虐待の場合

虐待発見 → 市役所に通報

- ・ 事実確認（立入調査等）
- ・ 措置（一時保護等）

### ② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の場合

虐待発見 → 市役所に通報 → 県に報告

- ・ 状況の確認
- ・ 監督権限（指導、助言等）の適切な行使
- ・ 措置等の公表

### ③ 使用者による障がい者虐待の場合

虐待発見 → 県に通報する場合 → 労働局に報告

↑

市役所に通報

- ・ 監督権限（指導、助言等）の適切な行使
- ・ 措置の公表

・ 市に通報されたときは県に通知

#### 障がい者虐待を発見したときの通報先

障がい福祉課障がい者支援係

電話 048-996-2111 内線 453・428

FAX 049-995-7367